

平成25年7月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 寺田 真也

平成25年(ハ)第2号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年6月28日

判

決

山口市

原告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同代理人支配人

主

文

- 1 被告は、原告に対し、147万1265円及びうち114万6163円に対する平成24年12月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 本判決の第1項は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が147万円の担保を供するときは、上記の仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、貸金業者である被告に対し、金銭消費貸借取引においてした弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、被告は民法704条にいう悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金に対する民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（裁判所に顕著な事実，当事者間に争いのない事実，末尾括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

① 被告は，貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であり，原告はその顧客であった（弁論の全趣旨）。

② 原告は，被告との間で，平成12年11月26日締結の金銭消費貸借基本契約に基づいて，平成13年12月10日から平成15年1月8日まで，別紙計算書のその期間の「年月日」欄，「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおり，継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下，この取引を「第1取引」という。）（甲1，乙1，2，弁論の全趣旨）。

③ 原告は，被告との間で，平成15年1月8日締結の金銭消費貸借契約に基づいて，同日，被告から200万円を借り受け，同年2月3日から平成20年1月4日まで，別紙計算書のその期間の「年月日」欄及び「支払金」欄に記載のとおり，弁済を繰り返し，平成20年1月7日に被告から4451円の返金を受けた（以下，この取引を「第2取引」という。）（甲1，乙3，4，弁論の全趣旨）。

④ 原告は，第1取引及び第2取引において，被告に対し，利息制限法所定の制限利率を超える約定利率による利息の支払をした（甲1，乙2，4，弁論の全趣旨）。

3 争点

① 取引の個数

（被告の主張）

第1取引と第2取引は，別個の契約に基づく取引であるから，第1取引から発生した過払金を第2取引の借入金債務に充当する理由はない。

（原告の主張）

第1取引の取引期間が1年以上にわたるのに対し，第1取引終了の日に第2取引が開始されていること，第1取引の取引期間中である平成24年

12月11日に原告が第2取引の契約申込みをしていること、第1取引と第2取引は、いずれも無担保の契約に基づくものであり、また、第1取引の約定利率が年28.835%、第2取引の約定利率が年27%で、近接しているなど、双方の契約に類似性があること等の事情からみて、第1取引と第2取引は事実上1個の連続した取引であると評価することができる。したがって、原告と被告の間には、第1取引から発生した過払金を第2取引の借入金債務に充当する旨の合意が存在すると認められる。

② 被告は悪意の受益者か。

(原告の主張)

被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当する。

(被告の主張)

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。）17条1項、18条1項所定の各要件を満たす書面を交付する態勢を常に整備した上で、これらの書面を顧客に交付していると認識していたこと等から、本件取引においても、利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領するにつき貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。したがって、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当しない。

③ 過払金に対する法定利息が発生する時期

(被告の主張)

仮に、被告が悪意の受益者であったとしても、過払金に対する法定利息が発生するのは、訴状送達の日翌日からである。

④ 発生した過払金利息をその後の新たな借入金債務に充当することの可否

(被告の主張)

仮に、被告が悪意の受益者であったとしても、過払金から発生する法定利息を、その後の新たな借入金債務に充当することはできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①について

① 前記第2の2の事実、証拠（甲1、乙1ないし4）及び弁論の全趣旨を合わせると、次の事実が認められる。

ア 第1取引の契約は、融資限度額の範囲内で継続的に金銭の貸付とその弁済が繰り返されることが予定されているものであるのに対し、第2取引の契約は、確定金額を貸し付け、これに対応して約定の返済日に約定の金額を分割弁済することを内容とするものであって、双方の契約は、弁済の在り方を含む契約形態や契約条件において異なっている。

イ 他方、第1取引と第2取引は、いずれも無担保の契約に基づくものであり、また、第1取引の約定利率が年28.835%、第2取引の約定利率が年27%で、約定利率が近接しており、双方の契約には類似性もある。

ウ さらに、原告は、1年余り続いた第1取引の取引期間中である平成24年12月11日に、被告に対し、第2取引の契約の申込書（事業者ローン申込書、乙3）を提出した後、第1取引の終了日であり第2取引の開始日である平成15年1月8日に、被告との間で第2取引の契約を締結した上で、同契約により被告から200万円を借り入れるとともに、第1取引の約定利率による残債務50万2477円を一括弁済して同債務を完済している。これは、実際には、同日、第1取引の残債務を第2取引による借入金で清算する事実上の貸付の切替及び貸増しが行われたものといえる。

② 第1取引と第2取引の事実上一連性の有無

前記①の事実によれば、とりわけ、前記①イ、ウの事実によれば、前記①アの事実等を考慮しても、第1取引と第2取引は事実上1個の連続した取引であると評価することができるというべきであり、第1取引から発生した過払金がある場合にはその過払金を第2取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと認めるのが相当である。

2 争点②について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効である。貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができる」とされているが、このような法の趣旨からすると、貸金業者は、同項の適用のない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、被告は、利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしたことについて、第1取引及び第2取引に関して立証していないから、民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、この推定を覆す特段の事情について、前記第2の3②のとおり主張しているものの、第1取引及び第2取引に関して具体的な事実を主張立証していないから、上記の特段の事情があったと認定することはできない。そうすると、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するというべきである。

3 争点③について

金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨

の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なることはないと解するのが相当である（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、被告は、前記2のとおり、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するから、被告は、発生した過払金に、その発生時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならないというべきである。したがって、前記第2の3③の被告の主張も採用できない。

4 争点④について

第1取引及び第2取引を一連として利息制限法所定の制限内で引き直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなるから、本件においては、過払金から法定利息が発生した後に新たな借入金債務は発生していない。したがって、前記第2の3④の被告の主張は、前提を欠くものであって、採用できない。

5 結論

以上を前提に、第1取引及び第2取引を一連として利息制限法所定の制限内で引き直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなり、過払金及びその法定利息は、原告の請求額に一致する。そうすると、原告の請求はすべて理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

山 口 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 濱 崎 裕

これは正本である。

平成25年7月22日

山口簡易裁判所

裁判所書記官 寺 田 真 也

